

市芦救援会通信

市芦救援会通信 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 0797(32)1131
第19号88/7 (1部100円) 市芦救援会 発行人 玉本 格

第11回審理 9月7日(水) AM10~12 市分庁舎3F 前田前校長に對43反對尋問続行

◆ 第九回公開口頭審理 配転処分の正当性立証できず 校務に混乱なしと嘘ぶく前田校長

市芦救援会事務局

去る七月五日、第九回公開口頭審理が開かれました。前回到ひきつづき、市教委側の重要証人である前田和夫前市芦校長(現市教委指導部長)の証言ということで、とくに前回二名の組合活動家を特定してのスパイ行為を憶面もなく証言したことへの抗議もこめて、審理廷は多数の傍聴者であふれました。

市教委側寺内代理人により、鈴木先生以下七名の強制配転に関する主尋問が行なわれましたが、その大半が誘導尋問に終始するという中でも、「定員管理の適性化」を唱えた「市行革大綱」と、「定数標準法」に準拠して「市職員定数条例改正」があり異動となったという概略の説明が証言されたにすぎませんでした。鈴木先生を年度途中で異動させる必然性はないとより、「条例改正」にいたる必然性や六名を特定した異動の正当性など、処分者側証人として展開すべき内容を一切もたないものでした。

また、「大量異動後の校務運営に混乱はなかった」など、カリキュラム・時間割編成も四月初旬に組めずに臨時休校までして混乱をしていた事実を隠蔽する発言などもみられ、次回からの反対尋問で厳しく追及していくこととなります。多数の方々の傍聴参加をよろしく願います。

も／く／じ

誘導に終始する前田主尋問 いよいよ反対尋問、真実を白日の下に	市芦救援会事務局	2
教育者として「0以下」の証言	弁護士 在間 秀和	5
地域の中で豊かな「教育」を	芦屋の教育を考える市民の会	6
小川君の不当解雇 和解なる 裁判をも闘いの場にして 東伸小川の会関西地域の会事務局長	武藤 正精	7
深沢 忠先生にかかわる 答 弁 書		9
夏期カンパの御礼	市芦救援会事務局	10

第九回公開口頭審理報告

誘導に終始する前田主尋問

いよいよ反対尋問、真実を白日の下に

市芦救援会事務局

「定数標準法」さえ読めぬ前田証人

この日前田証人は、市芦の教職員の定数・配置、市職員定数条例改正に触れて、「過員解消」による人事異動との証言をしようとして、まず教職員定数・配置等について次の様に証言しました。

①昭和六一年三月末に、休職者一名を含み四四名の教員が配置。
②市芦の教員配置については市教委の管理運営事項である。③昭和六〇年十月の「市行革大綱」制定以降、「定員管理の適性化」と標準定数法に準拠していく話を市教委から聞いていた。④昭和六一年四月にクラス減となり、人事異動もあったが一名減に終わった。

和加配を含む定数が定められ、むしろ「欠員」であったという状態を一切無視し、都合の良い所だけを標準定数法と数字にあてはめようとしたものです。大半は誘導尋問であり、その一部を抄録します。

○
処分者代理人(以下代)「芦屋市行政改革大綱」の「定員管理の適性化」の所に「類似都市と比較して、市立高校の設置、幼稚園二年保育、ゴミ収集の週三回の実施など、本市独自の施策によって職員数を考慮して定めたものである」とありますが、勿論市立高校の設置に伴って、「定員管理の適性化」という風に理解していいんでしょうね。

証 これに基づいて、適性化したと、それで公立高等学校の標準定数法というものを出しなごう。

代 教育委員会としては、この行革大綱は市全体のいわゆる行革で、とくに「定員管理の適性化」ということは、市芦のことにも向けられると、そういうことで定員の見直し、配置の見直しについて校長の方に今後それを推進していくんだという話があったんではないですか。

証 はい。

代 昭和六一年三月末での市芦の標準定数法による職員数を試算するとどうですか。

(証人は書証の定数法を見て答えるが、しどろもどろであり、代理人が計算するという有様がつづく)

代 学校図書館法の司書教諭の問題はあるんですが、その人を一応中に入れて考えますと、今の計算では四五人学級・十クラスでは二八名になるんですが。

証 そうです。

代 そうしますと、先ほど四四名おられて、二八名となり一六名が標準定数法より多い職員が配置されてたことになるんですが。

証 はい。

弁護団 途中ですが、かなり誘導尋問が多いんですね。今の証言はこの証人が市教委から聞いた内容を証言しているわけで、ほとんど誘導じゃないですか。

代 条文の内容についてもわかってもらいたいように……。

審査長 条文はこちらでわかってますので(場内爆笑)、なるだ

け誘導でなしに。

(中略)

代 昭和六一年四月の生徒数の増減は。

証 クラス減りました。

代 さき程、市教委は職員配置の適性化をするということでしたが、学級数がへったのに教師は一名しか減ってませんが、そのことについて市教委の考えを聞いてますか。

証 もっと大巾な減員をすべきだと思います。その年に異動があったんですが、いき先がなくて、一名減のままいくと聞いている。

代 さき程の標準定数法によると、一学級へると二名へる事になりますね。学級数がへったので少くともそれに見合う減員をしなきゃいかんと、そういう話があったんじゃないんですか。

証 はい。

傍 また誘導やないか。

証 三名が県立高校に出て、県市交流についてはよほどのことがない限り一対一交流で、三名出て三人入ったということ。

代 四名出たが結局三名をうけ入れ、一名減ということですが、二名減らさないかんのにどうし

て一名だけに終ったのか。

証 適性な転出場所がないということ。

代 動かしたいんだけど、受け入れ先がないという事で理解してよろしいですね。

○

前田校長も市芦の同和加配要求のとりのくみの先頭にいた事実を一切無視しての証言であり、反対尋問で事実が明らかにされると思っています。

作られた「過員」

鈴木先生の年度途中の強制配転についての証言は次のとおりです。

①六一年九月上旬、人事ヒヤリングがあった。

②十月一日の朝にはじめて鈴木先生の異動を市教委から知らされた。

十月一日に教師を異動させるという事を正当化する証言には一切なりえず、学級減に伴う過員解消を無理やりこじつけた証言となっています。

○

代 六一年四月以降、人事ヒヤリングは。

証 九月上旬にありました。人事

異動について各教員の校内事情とか、持ち時間、校務分掌等についてです。

代 特定の先生の名前は。

証 出てません。

代 年度当初に出すことになってるものを再度ヒヤリングするのは何か事情があったんですか。

証 人事異動が近々あるかも知れないという事で確認をされた。

代 証人の方で近々あるやろうという理解だったんですね。いつ異動の話がありましたか。

証 九月三〇日の夕刻に自宅の方に電話がありまして、人事異動について十月一日に八時半に市教委に来るよという指示がありました。

代 十月一日の朝、はじめて鈴木先生の異動ということを知ったんですね。

証 はい。一日の一時授業に行っておられたので、教頭を通じて授業が終わってから校長宅に来られたという事で、九時五〇分頃に本人に辞令を直接手渡しました。

(中略)

代 先生についての人事異動について、市教委の考え・流れを簡

単にまとめるとどういう事になりますか。

証 一学級減で二人のところを一名しかできていない過員解消の流れであったと。

代 市教委は、学級減なので少くとも学級減に対応するものは減らしたいと考えていたという事です。

証 はい。

代 その一貫の流れの中で的人事異動であると先生は理解しているんですね。

証 はい。

○

なんと白々しい限りですが、逆に校長の意見申をはじめとして、通常の一切の異動に関わる手順を無視して、異常なまでの強引な不当人事という面を示しており、組合つぶしをふくめた当局のねらいについて反対尋問で追及していくことになると思います。

六名異動後の校務運営に

混乱はなかった

芦屋市職員定数条例改正と六名の強制配転に関する証言は次のとおりです。

①六一年十二月の新年度予算編

成時期に、市教委から行革大綱が出て定数等の適性化のため条例改正をするという話はいくつもありました。②六二年一月頃にヒヤリングがあった。③過員解消につき、県市交流での受け入れはなかった。④六二年三月二十五日にはじめて六名の名前を知った。⑤異動後の校務運営についての混乱はなかった。⑥異動通知書は三月二十八日に本庁で公表されてから私が書いて各人に郵送した。

市教委の条例改正に対する意見も不明確なままであり、また現場の最高責任者として新年度のカリキュラム編成など確定すべきことを、入試で大量不合格者を出して以降、「無断職場離脱」をして逃亡していたが故に、一切の準備もせず、また大量強制配転の中で学校運営が大混乱に陥った事実を一切隠してのハレンチな証言とな

っており、六名の特定についても処分者側として何ら立証しえないものでした。一部抄録しておきます。

○

証 教員の配置について根拠となる市定数条例について改正はいっとなされましたか。

証 六二年三月二〇日です。

代 その日に議会を通っていますが、改正するという話はいくつもありましたか。

証 六一年十二月、新年度予算の編成時期に知りました。

代 どういう具体的言葉でできたか。

証 六〇年十月の行革大綱が出て、定数等の適性化をはかるということで条例改正の動きがあると。市立高校も改正の対象になっているという話は出ませんでしたか。

証 出ました。

代 ついては協力して欲しいという話も出たんじゃないですか。

証 はい。

代 具体的に改正について、学校長である証人にヒヤリングはありましたか。

証 六二年一月に。

代 二月はありますか。

証 人事ヒヤリングは例年二月にあるんですが、その年は早くて一月だったと記憶しています。

代 内容は。

証 各教員の資格免許、週当りの持ち時間、校務分掌、来年度カリキュラム編成、学年の持ち上り、教科内での専門ということ

など。

代 それは個人名でなく全教員のヒヤリングがあったという事ですね。

証 はい。

代 条例改正すれば当然減員ということですが、どの程度になるか話がありましたか。

証 はっきりした数字は出てませんが、標準定数法に基づくとはぼ予想された。クラス数が基準となるので、八十名というところ。

代 減員となった場合、その後の処置についてヒヤリングの時に話は市教委から出ましたか。

証 定数条例が改正されると、免職という事にもなりかねないが、それは何としてもさけたいと、異動によって解消したいということ。

代 実際にはクラス数がほぼ確定して、定数をどうするかという事を市教委は決められたが、何クラスという事で決められたんですか。

証 条例が三月二〇日に決まりました段階で、教員三二名という事ですので、逆算しますとクラス数は一二という事です。

代 三二名ということで、四一八名いて九名多いという形ですが、人事異動は何名ですか。

証 九名で、一名は大阪府、二名は兵庫、他の六名は市内異動と。

代 県立へ二名ということですが、先ほどの証言で、一・一交流ですと二人入ってくることになるが、そのへん市教委から聞いておられたら。

証 市教委から聞いたが、過員解消につき、特に県の方から従来の一・一交流をまあ・・・代 ご遠慮願ったということですね。

証 六名の異動について発令前に話はあったのか。

証 六二年三月二五日にありました。

代 その時に六名の方の名前をきいたんですね。学校長に対し何か意見を求められましたか。

証 分限免職をさせたいと、三月二十八日には内示として市内で公表されるので校長は公表しないようにと言われた。

代 六名の異動となると、異動後の学校運営に学校長として関心があると思いますが、市教委に

何か要望されましたか。

証 クラス編成とか、選択の時間等の決定がまだその時点ではされていませんので、新学期がはじまってから、カリキュラムの決定をして、各先生の持ち時間が一般より上まわった場合、時間講師をお願いしたいということ。

代 カリキュラムは新年度に確定するものですが、その前に在校生から、どういう選択かをとるんじゃないんですか。

証 アンケート調査をとりませんが、その時点ではキチンと私の方に

あがってなくて・・・。

代 あがっていないという事情は。証 各担任に調査をお願いをして

ましたが、各学年主任の所にまだ集まっていなかった。

傍 お前が学校から逃げておらんかったんじゃないか。

代 六二年四月以降、六名の異動があり、時間講師は入れられたのか。

証 数学一人、英会話、数学のコンピュータ関係、社会科、美術等です。

代 六名が異動されてから、学校

「0以下」の証言

弁護士 在間秀和

聞いていただいたように、むこうの弁護士が誘導だらけの尋問で、その結果でできたのが実にうすっぺらな、中味の無いものでした。前田校長は現場の責任者ですから、本来こういう事件では、なぜこの処分が正当であったのかということが一番責任をもって言わんとあかん立場にあります。それが、あれだけ

の校務運営について何か混乱はありませんでしたか。

証 ありません。

傍 ウソつけ。社会の講師は一週間もたんとやめたやないか。

／ 真実を言え。

分限免職もあると恫喝しての異動強要をして、組合つぶしにやっ

きとなり、カリキュラム編成も放り出して画策してる姿が明らかで

すが、多量強配による学校大混乱の事実が明らかであり、強引な条

例改正・強配・四月以降の管理強

す。

の定数を変えたのか、その根拠について結局証言したのは、行政改革の一環であるということだけです。市芦の教育はどういうものであったかということは全くないし、これは教育者としての証言としては「0以下」だと思

うんです。

予想外に前田校長に対する尋問が短かったので、次回（七月二六日）はこちらの反対尋問をやることになります。向こう側の責任者ですから、問い質すことは沢山あります。

処分者側は、あと、証人は教育委員会関係者一人だけと言っています。明らかにウソを言うことに対して、傍聴体制を固めていくことが大切だと思いますのでよろしく。

七・一〇「市民の集い」その報告

地域の中で豊かな「教育」を

芦屋の教育を考える市民の会

「芦屋の教育を考える市民の会」月十日、芦屋市民センターで「親と子が自由に芦屋の教育を考え討論する市民の集い」を行いました。「市民の集い」では、関西芸術座の新屋英子さんを招いて一人芝居「章ちゃんの青空」を上演し、その後、「会」から「会」の考える教育についての問題提起を行い、あと参加者全員で討論を行いました。

一人芝居「章ちゃんの青空」は、障害児を持つ母親が障害児と共に強く明るくたくましく生きていくという内容で、新屋さんの暖かい人柄が会場一杯に広がり、会場の参加者も一体となって芝居が演じられました。

討論会の中で、同じ様に障害児を持つ父親から、新屋さんの語りを聞いてみると「ウチのカーちゃんがいっぱい」と言った感想が出る

こうした「会」の行動を更によく理解してもらい、一人でも多くの市民の参加を訴えるために、七



など本当に素晴らしい芝居でした。「会」からは、直前に起こった中学生が両親と祖母を殺すと言う

衝撃的な事件の本質、日本の労働者のおかれている実態から教育を考えてみる視点などを提起し、いわゆる「手のかかる子」を社会から抹殺しようとする世の中、それを代表する形で芦屋の教育改革に対してこれからも市民として発言し闘いを続けていくという提起を行いました。

ついで、教育改革、強制配転攻撃と闘う市芦分会から、市芦の教育実践、目指したものとの闘いの状況についてアピールを受けました。参加した市民、青い芝の会、麦の家、新屋さんらから発言が続いた後、市芦の在校生二人が、市芦の教育実践の素晴らしい成果について「証言」しました。

「私たちは、私たちのことを理解してくれない校長も教頭も嫌いです。一日も早く強制配転された先生を市芦に戻して下さい。」という訴えは、会場に感動を呼びました。

六月二十九日、教育委員会は、「市民の会」の社会教育団体としての登録を行政批判を口実に却下し、市芦に対する攻撃は、市民の思想

に対する統制攻撃であるという「会」の主張を自ら立証してみせてくれました。

「会」は今後も市民の声を代表して発言し続けます。多くの参加をお待ちしています。

7・10「市民の集い」に参加して

市民・K

ら、障害をもつ子の母親として、つらく、さびしく、そしてまた世間の冷たさに激しく怒りをもやしていき姿が見事に演じられていて、地域の中で共に生きていくという中に、明るさとたくましさを感じることができた話で、大変感動しました。「ねている我が子の首に包丁をあてて、死のうとまでした」という話は、新屋さんが実際に障害児の母親から聞いていた話を聞きとられた中での実話ということでしたが、私達の周囲にもそんな思いを抱いてきた親がいます。

七月十日、市民センターで新屋英子さんの一人芝居「章ちゃんの青空」が上演されると知って、日曜日でもあったが観に出かけました。以前、在日朝鮮人問題を取りあげられた「身世打鈴」をみて、素晴らしい芝居だという印象が強くて、今回も期待していききました

市民の生活の中で、身近かなことで聞きました。

中学の時、市芦はガラが悪いとかいろいろいわれて、心配もしてました。けど、いざ入ってみたらわかりやすい授業してくれるし、

人間いうのんは助けおうていくもんやと思う

市芦在校生・A

とでの文化活動や、教育福祉の面での行政の指導はほとんどなくて、外観ばかりの「谷崎記念館」に何億円も使ったりして、ミエばかりはって中味がない市にどんなにっていくようです。

小さな市であっても、本当に市民のための公立高校として市芦がつくられた歴史を、簡単にふみにじらせてはいけないと思います。

先生も生徒のことを本気で心配して、どうするんやと言ってくれる。県立に行った子と話すけれど、市芦みたいな授業はしてくれへんいうし、ほんまに入ってよかったと思う。

でも、障害児を落として、ゴミみたいな扱いをする校長や教頭は人間とちがう。人間いうのんは、本当にお互いに助けおうていくもんやと思う。

深沢先生や鈴木先生は、ようわかる授業してくれてたのに、とばされてしもてから来た講師の先生の授業はひとつもわからへんし、もとの学校にもどしてほしいと、校長室へ抗議もしにいった。署名の時でもほとんどの子が、授業をわかるようにしてくれという署名に協力してくれてた。早く先生らに市芦にもどってきてほしいです。

小川君の不当解雇 和解なる

裁判をも闘いの場にして

東伸小川の会関西地域の会事務局長

武藤 正 精

一九七八年一月に配転問題から不当解雇さ

れた小川正明君（東伸製鋼―現トラスチー

七月三日、東伸小川君職場復帰勝利報告関西集會に参加しましたが、一千人近い人が会場にあふれ、支援共闘の輪の広さを感じました。十一年間かけて首切り撤回をかちとった闘いから私達も学んでいこうと思っています。審理への傍聴参加もしていただいております。今後とも共に闘っていききたいと思っています。

ル)が、この六月二〇日、全面勝利の内容で和解し、来年七月に職場復帰することになった。以下、解雇の経過と十一年間の闘いをふりかえり、市芦の勝利をはじめ全ての争議の勝利を願いながら報告していきたい。

小川君は東京工場の電気技術者であったが、七七年十二月、突然名古屋営業所への配転攻撃がされ異議申し立てなどおこない、東京に残りたいと話し合いの最中に解雇されたのである。

彼は配転前に第三次合理化一四四三名の希望退職・首切り攻撃の際、会社の経営分析をして会社の赤字宣伝はウソであり、黒字であるから希望退職に応じる必要はないと、資料を出して組合青婦部で主張した。

東伸資本は彼の活動をやめさせるため配転攻撃をかけたいわゆる不当労働行為であった。労働組合は鉄鋼労連に加盟しようとしており、小川君が鉄鋼労連加盟に反対していたこともあったのか、彼を支持せず、それ以降当該組合の支援がない困難な闘いが始まるのだが、現在鉄鋼労連が中軸となっている「連合」が労働者の首切りに対して冷たい対応をし、首切り合理化を推進する実態がある。

小川君は毎日工場へ行き就労闘争を行っていた、そして不当解雇を撤回させる会がつくられ、姫路にも工場があり、関西にも会は拡がった。会是小川君の解雇が不当であると工

場前ビラで訴え、東伸労働者を一軒一軒訪問し、語りこみ、内部の情報を教えてくれる関係を作っていた。工場前ビラまきは六三〇回を数えた。

東京地裁に提訴し裁判闘争も始まり、三七回の公判で、資本のウソを許さないため、法廷を一杯にし途中で傍聴者を入れかえる事を毎回裁判所に認めさせていった。また、資本の「セールスエンジニアが必要で配転させる」との主張をくすすため、弁護団まかせにせず、に会員が調査活動を行い、その成果として法廷で会社のウソが暴露されていた。

会はこの闘いに勝つためには支援の輪を全国に地域に拡げることが必要と考え、公正裁判署名を取り組み、五千団体・一九万人の署名を裁判所に提出したが、これは単産などで上からおりる署名ではなく、会員が職場や地域で集められたものである。

そして八一年に東京争議団に加盟が認められ、八五年に支援共闘会議が結成されていた。そこでは「小川君の解雇撤回闘争は、民間をはじめ配転が当り前になってあきらめている現状にくさびを打ちこみ、一人でもやれば勝てることを示し、他に波及させる闘いである」と位置づけた。

全国総行動は十一回おこなわれ、札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・姫路・広島・福岡の工場・営業所の全てをせめていった。本社

での数十回に及ぶ交渉をはじめ各地でも申し入れ交渉がおこなわれ、早期解決を遂行する所長も出てきた。また、東伸製品を購入しているユーザー(主に自治体)に対し、会社に照会し争議を解決するよう要請する事を三百余の自治体担当課に申し入れ、その事で東伸資本は社会的に孤立し、営業活動がやりにくいという営業所も出てきた。

会では小川君の争議から出発して視野が広がり、全ての争議に連帯し勝利していく立場が闘う中で培われていった。市芦の闘いも及ばずながら支援するようになってきたし、今後でも連帯していきたいと考えている。

また、国家的偽装倒産・不当労働行為で九万人の首切り攻撃である国鉄分割民営化に対する闘いも、地域の国労激励・交流も通じて取り組んできた。今、あと一年半で首切りとなる北海道・九州を中心とした清算事業団の人達をJRの職場に復帰させる闘いを大きくすることが求められているし、JRの安全運行を要求し、ホームに駅員を配置する等の要求と、うどん屋や喫茶店などの子会社に出向させられている人々を本務に帰すとりくみを地域で強め、大きな輪を作っていきたいと考えている。

八七年春、裁判官による和解がおこなわれたが、会社は十月の吾婦製鋼との合併で九百人の希望退職・首切りを前に職場復帰はあり

えないと金銭解決に固執し、和解は決裂した。

会は九百人の首切り合理化に対決するとりくみを開始し、一軒一軒自宅訪問する中で東伸労働者を励まし、「やめると言わない限りやめなくてよい、いやがらせに屈せずがんばろう」と訴え、会社がやめさそうと狙った労働者は残ることができた。また、人員減で労働強化となり、労災が多発する状況に対して労基署への申し入れ行動により、何度も立入

り検査することになった。

会是从前より総行動の度に社長宅にデモをかけてきたが、八八年は全重役宅に元旦より訪問し、争議解決の申し入れを行った。

今回、解雇撤回・来年七月一日元職場復帰・解決金四千万円・一年間の賃金保障をきちんとしたが、この勝利の法律的な面での意義を弁護団は次の様に語っている。

「裁判所での判決なしで職場復帰をかちえ

深沢 忠先生にかかわる

答 弁 書

昭和六三年六月二〇日
昭和六三年(不)第一号

不服申立人 深 沢 忠

処 分 者 芦屋市教育委員会

芦屋市公平委員会

委員長 佐 藤 貞 晴 殿

処分者主任代理人 依 正 市

代理人 寺 内 則 雄

答 弁 書

不服申立の趣旨に対する答弁
本件不服申立を棄却する。との判定を求める。

不服申立の理由に対する認否
1. 第一項について

不服申立人主張の日時、場所において、不服申立人に対し人事異動通知書を交付したと、本件人事異動について学校長からの意向打診並びに本人に対する意思確認がないことは認める。

2. 第二項について

不服申立人は昭和四七年一〇月一日芦屋市公立学校教員に採用され、芦屋市立芦屋高等学校(以下市立芦屋高校という)教諭に補されたこと、市立芦屋高校在職中の担当教科が理科であったこと、昭和六三年三月三〇日市教委と芦屋市立芦屋高等学校教職員組合との間において話し合いの場が持たれたこと、昭和六三年四月一日付で不服申立人以外の一名の理科担当の教員が中学

校へ転出したこと、また同日付で理科担当の教員が採用されていることは認める。

その余の主張については不知又は争う。

本件人事異動は後記理由によるものであって、人事権の濫用はない。

3. 第三項について

公平委員会に対する届出によれば、不服申立人は芦屋市立芦屋高等学校教職員組合書記長(昭和六一年)、同委員長(昭和六二年、同六三年)の職にあることは認める。昭和六一年九月二九日付けで停職一ヶ月の懲戒処分が付されたことは認める。

その余の主張については不知又は争う。本件人事異動は後記理由によるものであって、地方公務員法第五六条に違反する点はない。

処分者の主張

一、市立芦屋高校は、昭和三十七年四月一日に

開設されて以来、学校教育の一翼を担ってきたが、一市一校という形態から、これまで教職員の人事異動が少なかったため、各分野での経験を積んでもらう意味からも他の教育機関、部署との人事交流の必要性が痛感されていた。加えて、昭和六三年度の教育課程の編成上、理科担当教員の受け持ち授業時間が他の教科と比較して余裕があり減員の必要性があった。

二、他方、芦屋市教育委員会は、情報化時代に向けてコンピュータ教育（CAI教育）の研究推進とCAI用ソフトの開発を進めるため、昭和六三年度から年次計画的に全ての学校へのパーソナルコンピュータの導入と、研究協力校を中心とした研究授業の推進を企図し、教育研究所において教育工学の研究と研究グループの育成指導を急務として、増員を考えていた。

そこで、同教育委員会は、教育研究所の充実を期待して、市立芦屋高校における在職年数が一五年余りで理数系知識、経験が豊かであることと、理科担当教員の年令構成を考慮して、不服申立人を教育研究所に配置換えしたものである。

三、不服申立人は教育職を保有したまま指導員及び教育研究所勤務を命じられたもので、適用される給料表並びにその級及び号給には何ら変更はない。

また、不服申立人は全体の奉仕者たる地方公務員であって、その人事異動は地方公務員法第五十五条第三項にいう管理運営事項であり、公務の必要性をまず第一次的に考慮すべきものであって、本人の同意や職員団体との協議を必要とするものではない。

以上の次第であるから本件人事異動は正当なものであって、何ら違法な点は存しない。

四、なお、本件人事異動は、前記のとおり不服申立人の身分、俸給等に異動を生ぜしめるものではなく、また勤務場所、勤務内容等においてなんらの不利益を伴うものではないので、その取消しを求める法律上の利益を肯認することのできないものというべく（最高裁昭和六一年一〇月二三日吹田二中転任事件第一小法廷判決参照）、すみやかに申立棄却の判定あらんことを求めるものである。

夏期カンパの御礼

市芦救援会事務局

前号通信で会員の皆様方をお願いしておりましたカンパについて、多数の方々から温かいご協力をいただき、ここに厚く御礼申し上げます。

準備書面（抄）『時を刻む』の頒布につきましても、各組織・各種集会において温かい

活動日誌へ抜粋 1988.6.14～7.14

- 6・14「教育を考える会」「共に学ぶ」二
号各戸配布。
- 21 山手中分会と市芦分執交流会。
- 25 通信No.18発送。事務局会議。高教組西阪
神支部大会で支援要請。
- 28 井上市芦校長、朝礼で新一年生の授業不
成立を認める。
- 29 教育を考える会に参加。
- 30 麦の家で生徒交流懇親会。
- 7・2 地労協交流会。
- 3 東伸小川君職場復帰闘争勝利報告集会に
参加。
- 5 第九回公開口頭審理。法対会議。
- 6 大阪市教組に支援要請。
- 9 第八回日朝友好教職員のつどいに参加。
- 10 教育を考える会主催、新屋英子一人芝居
上演・教育討論会に参加。
- 12 総評を守る阪神ブロック集会に参加。
- 14 同盟公判傍聴。事務局会議。

ご協力をいただき、各地の闘う労働者・市民の方々にお届けすることができました。ここに関係者の方々に重ねて御礼申し上げます。

また、「麦の家」の方々には、障害児との関わりで大変御多忙の中を、市内宅配にご協力いただき御礼申し上げます。